

文化審議会国語分科会（第48回）議事録

平成24年 1月31日（火）
午後2時～3時45分
文部科学省・3F2特別会議室

〔出席者〕

（委員）林分科会長，西原副会長，阿辻，井田，井上，岩見，内田，上野，嶋田，杉戸，鈴木，関根，東倉，納屋，西澤，春原，山田各委員（計17名）
（文部科学省・文化庁）近藤文化庁長官，河村文化庁次長，大木文化部長，早川国語課長，氏原主任国語調査官，小松課長補佐，鶴飼日本語教育専門官，山下日本語教育専門職ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 文化審議会国語分科会（第47回）議事録（案）
- 2 国語分科会で今後取り組むべき課題について（問題点整理小委員会における「意見のまとめ」案）
- 3-1 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第11期）の審議経過について
- 3-2 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案教材例集（案）
- 3-3 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における日本語能力評価について（案）

〔参考資料〕

- 1 文化庁における国語・日本語教育施策（平成24年度予算案）
- 2 日本語教育推進会議について

〔経過概要〕

- 1 本年の1月6日付けで，事務局に異動（河村文化庁次長，大木文化部長及び早川国語課長就任）があり，紹介された。
- 2 今期最後の国語分科会の開会に当たって，近藤文化庁長官から挨拶があった。
- 3 事務局から配布資料の確認があった。
- 4 前回の議事録（案）が確認された。
- 5 事務局から配布資料2の説明があり，同資料について了承された。
- 6 西原副会長から配布資料3-1，3-2の説明があり，説明に対する質疑応答の後，配布資料3-2について了承された。
- 7 西原副会長から配布資料3-3の説明があり，説明に対する質疑応答，及び意見交換を行った。その結果，配布資料3-3について了承された。
- 8 事務局から参考資料1及び2の説明と，国語研究等小委員会のまとめの扱いについて説明があった。
- 9 文化審議会総会が2月27日（月）午後3時30分～5時に文部科学省・3F1特別会議室で開催されることが確認された。
- 10 質疑応答及び意見交換における各委員の発言及び事務局からの説明等は，次のとおりである。

○林分科会長

本日は、今期最後の国語分科会でございますので、問題点整理小委員会、日本語教育小委員会、これまでに検討していただいていた審議内容につきまして、それぞれ御報告をお願いしたいと考えております。なお、本日、問題点整理小委員会と日本語教育小委員会から出されている資料につきましては、今期のまとめとして、国語分科会でお認めいただけるかどうか、お諮りしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。ここでお諮りして、御承認いただきましたら、2月27日に開催されます文化審議会の総会におきまして、それに基づいた御報告をさせていただくこととなります。

それでは、まず初めに、問題点整理小委員会の「意見のまとめ」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○氏原主任国語調査官

それでは、お手元に配布してございます、配布資料2「国語分科会で今後取り組むべき課題について」を御説明申し上げます。これは、表紙にありますように、「問題点整理小委員会における「意見のまとめ」案」でございますので、問題点整理小委員会、これまで9回重ねてまいりましたが、その意見をまとめたものでございます。

まずめくっていただきまして、「目次」を見ていただきますと、全体の構成は、第1、第2の二つに分かれておりまして、第1の部分では「今期の議論について」ということで総論的な内容、それから、第2は、こういう点に問題があるという、具体的に指摘された課題の部分、というふうに分かれております。

次をめくっていただきまして、「はじめに」のところですが、そこにありますように、第1回問題点整理小委員会が平成23年5月25日で、震災から2か月ちょっとたったところでございます。この問題点整理小委員会は、四角い枠で囲ってありますように、「現代の国語をめぐる諸問題について、すなわち現在、社会の各分野で国語についてどのようなことが問題とされているのか、その問題点を広く洗い出し、問題の所在を明らかにするとともに、今後、国語施策の上で、それらの問題にどのように対応していけばよいかを検討・整理する」ことを課題といたしまして、その下にありますように、「小委員会では、上記の課題に対し、(1)「公用文作成の要領」の見直しについて、(2)常用漢字表の手当てについて、(3)言葉遣いについて、(4)コミュニケーションの在り方について、(5)その他」といった項目の柱を立てまして、それぞれについて意見交換を行ってきたということでございます。これは、そこにありますように、小委員会が出された意見をまとめたというものですので、それを具体的にどういうふうに国語施策として捉えて実行していくのかにつきましては、今後更に検討が必要なものでございます。

それでは、まとめの内容を簡単に見ていきたいと思えます。まず、2ページをお開けください。2ページ、3ページですが、全体の総論的なこととしては、今期の議論の焦点として、先ほど申し上げましたようにちょうど大震災から2か月ちょっとでしたので、国語分科会及び問題点整理小委員会でも大震災の話題が非常に多く取り上げられました。

大震災が起こったことによって、ある面では言葉の問題が非常に鮮明になったところがある。それがそこに書いてあります「(1) 東日本大震災によって明らかになった言葉の問題」ということで、幾つか類型化してあります。「まず」というところを見ていただきますと、「減災というか、いかに災害を減らすか、被害を減らすかということと、言葉の問題は密接につながっているのではないかという感じを強く持った。」「今回の災害でも、防災行政無線の伝え方によって非常に多くの人々が助かった地域と、そうでない地域とがあったと報じられている。やはり伝え方あるいはどういう言葉を使って伝えたのかを検証してみるのには意味があると思う。」といったように、緊急時の言葉の使い方が命に直接

かかわっている」、今回こういったことが非常にクローズアップされたわけです。

それから「また」の段落ですが、「緊急時においては、全員に正しく理解されなければいけないという用語が多分あって、そういう用語を選んで検証してみる必要がある。例えば「避難勧告」より緊急性の高い状況に対して、「避難指示」という言い方ではなく、「避難命令」という言い方だったら誰にも分かるのかとか、そういう工夫が必要ではないか。」この御意見ですが、問題点整理小委員会の中では、「避難指示」と「避難勧告」、指示の場合には避難を指示しているわけですから、すぐ避難しなければいけないということで、当然避難を勧告しているよりも緊急度が高いわけですがけれども、とっさにこういう言い方で言われると、どちらが緊急度が高いのかがなかなか分かりにくいのではないかといった用語の問題について、考えてみる必要があるのではないかという御趣旨のものです。

三つ目としては、「今回のような大きな出来事の後では、特に生命に関わるような問題で、誰にでも取り違えのなく、分かるようにしておかなければいけない言葉とはどういう言葉で、それは例えばどういうふうにしたらいいか、言わば一種のリスク管理の問題として研究し、マスコミや官公庁が共有しておいた方がいいかもしれない。」「やはり事例を集めた方がいいと思う。」というように、今回のことを念頭に置いて、これから起こるであろうことも含めて、リスク管理という観点から、起こったときにスムーズに対応できる事例集のようなものを用意しておく必要があるのではないか、こういった御指摘が意見として出されました。

これを出発点といたしまして議論に入っていくわけですが、全体を通して、次の「(2) 「分かりやすさ」の重要性」にありますように、今期の議論の核心は、端的には「いかに分かりやすく言葉を使うか」ということに集約されます。議論の中では、いかに相手に伝わるように、分かりやすく言葉を使っていくかに問題の核心があるのではないかという観点から、様々な分野にある問題を、分かりやすさを一番の中心の課題に置いて検討していったのが今期の議論の特徴でございます。

次の「2 国語施策の基本的な立場」に入りますが、ここは二つに分かれていまして、「(1) 国語施策の適用範囲及びその性格」、次のページに行きまして、「(2) これまでの答申の性格」の二つです。国語施策については、4ページの上から4行目に書いてありますように、「常用漢字表だけではなく、現行の表記に関わる国語施策の基本的な立場は、ここに全て示されている。すなわち適用範囲を「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活」という公共性の比較的高い分野に限定し、「科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個人々の表記にまで及ぼそうとするものではない」とする。」とあります。「さらに、運用に当たっても「個人々の事情に応じて適切な考慮を加える余地」を認めるといって、柔軟な対応を可能とするものである。」ということで、国語施策は個人々の表記とか専門分野まで立ち入るものではない。公共性の高い分野に限って、なおかつそれを運用していくに当たっても柔軟に対応し得るものであることが、そこに書いてありますように昭和40年代から現在に至るまでの基本的な立場となっております。これを今後もきちっと踏まえた上で、これからの課題に取り組んでいくべきであることを確認いたしました。

そして、それをどう具体化していくかに関しては、その次の「(2) これまでの答申の性格」で触れております。国語審議会から国語分科会へと受け継がれてきたわけですが、国語分科会になってから、三つの答申を出しております。平成16年の「これからの時代に求められる国語力について」、平成19年の「敬語の指針」、平成22年の「改定常用漢字表」の三つの答申が出ております。これを「答申の性格」という面から見てみますと、「国語力答申」と申しますのは、第2段落にありますように、国語力の構造を明らかにしつつ、これからの時代に求められる国語力とはどのようなものか、また、国語力を身に付けるための具体的な方策について提示したもので、この答申は、国語力の捉え方や、それを身に付ける方策についての基本的な考え方、及びその具体策を示したものです。

それから、「敬語の指針」では、敬語についての考え方、その仕組み、具体的な使い方と分けて、もちろん様々な分野によって必要となる敬語の種類と言いますか、それぞれの集団や分野による特殊性・個別性があるんですが、そういったものは全て捨象して、ここが一番重要なエッセンスなんだというところを、具体的な使い方として示したものです。これが「敬語の指針」でございます。

そして、「改定常用漢字表」はまだ出たばかりですけれども、一般社会における表記の目安、よりどころということで、その下にありますように三つに類型化できる。これは今申し上げましたように、これまでの国語施策の基本的な姿勢を踏まえつつ、具体的な施策としては、恐らくこの三つに類型化されたうちのどれかに当たるものという形で実現していくのであらうと思います。今後の国語施策の内容とその示し方については、こういったところを踏まえて、ふさわしい答申なり、まとめなりを出していく必要があるという、基本的な姿勢を述べた部分でございます。

5ページ以下は、先ほど申し上げましたように、じゃあ具体的にどういう問題があるのかということをもとめた部分でございます。

幾つかの柱が立っておりますが、一つ目が5ページにありますように、「1 「公用文作成の要領」の見直しについて」でございます。要領は、机上の「国語関係答申・建議集」の76ページにも載せてありますが、昭和26年10月30日に、そこに書いてありますように、当時の国語審議会がまとめたものです。

戦後の公用文改善の事業は、昭和21年4月7日に憲法の改正草案が出まして、その時に漢字・平仮名交じりの口語文になるんですね。それをきっかけに、今後の法令や公用文は戦前の漢字・片仮名交じりの、文語体の非常に読みにくい難しいものから、一般の人たちにも分かりやすいものに変えようという努力が始まります。その流れの中で、「公用文作成の要領」が作られてきたわけでございます。ただし、これは、そこにありますように、既に60年以上経過しています。「(1) 現行の「公用文作成の要領」の中ほど、「しかし」で始まる段落ですけれども、「タイプライタの活用を期するため、タイプライタに使用する漢字は、常用漢字表のうちから選んださらに少数の常時必要なものに限り、それ以上の漢字を文字盤から取り除くことなどに努める」とあります。もちろん、これが出た当時は「常用漢字表」ではなくて「当用漢字表」と書かれていたわけですね。これは和文タイプライターを頭に置いたものでございます。このようにかかなり実態とかけ離れています。

「(2) 「公用文作成の要領」を見直す場合の留意点」では、それを見直す場合には、一体どういった形で見直していけばいいのか。6ページを御覧ください。これも様々な観点があるわけですが、「以上から」で始まる段落にありますように、まず現行の「公用文作成の要領」が示している範囲よりも、句読点の使い方や異字同訓の漢字の使い分けなどを入れ込む形でもう少し広げていくのか、あるいは法令に関する部分に関しては外していくのかとか、こういった見直す範囲について検討していく必要があるであらうということです。ただ、問題点整理小委員会でも、申し上げておりますように、公用文ということになりますと、全省庁が関わりますので、非常に慎重に扱わなければいけない部分があるということでございます。これにつきましては、そういった慎重な扱いも事務局側としては考えさせていただきたいということは申し上げておいております。

それから「2 「常用漢字表」の手当てについて」、これも簡単に申し上げますと二つの面からまとめております。一つは、常用漢字表そのものをどうするか。これが「(1) 「常用漢字表」の定期的な見直し」でございます。常用漢字表は、まだ見直したばかりですが、昭和56年の漢字表を見直したわけですから、約30年たって新常用漢字表になった。そういたしますと、次の見直しは、当然ある程度の時間がたってからになるわけですが、今回の新しい常用漢字表が現実の漢字使用の実態に即したものとなっているかどうかは、定期的に検証していく必要があるであらう、ということが、常用漢字表を見直したときに

ございましたので、それを具体的にどう考えていくのかという問題です。

もう一つの方は「(2)「常用漢字表」を使いやすくするための方策」ということで、新しく常用漢字に入ったものが196字、それ以外に新たに追加された音訓もあるわけですが、その中で例えば「こたえる」とか「つくる」とか、今回は「応える」や「創る」も追加されましたので、そうしますと「つくる」が「作る」と「造る」、それから「創る」と三つあるわけです。これをどういうふうに使分けるとかという問題は、常用漢字表を使っていくときには当然起こってくるわけです。そのために、そういった使い分けの参考になるようなものを整備していく必要があるのではないかというのが(2)で提案されていることとございます。それから(2)の最後のところに、手書き文字と印刷文字の字形の違いについても考えた方がいいのではないかという記述があります。これは、そこにありますように、よく国語課にも問合せがあるんですが、鈴木さんという方の「鈴」の字の右側のつくりの部分の「令」に当たるところを、学校の国語で、教科書体で習うときには片仮名のマの形で書いているわけですが、そうすると、明朝体の形と違うじゃないかと銀行などで言われて困っているといったような話を聞く、それで、そういったことについても、何らかの対応が必要なんじゃないかという御意見を受けたものです。

それから「3 言葉遣いについて」は、そこにありますように三つの観点からまとめております。まず、「(1) 望ましい言葉遣いのイメージ」です。8ページに行ってくださいと思います。言葉遣いについては非常に個人的なところと関わりますので、ここに国語施策が入っていくのは難しいと思います。ですから、個々人の言葉遣いに対してどう対応していくのかが次の期には当然重要な観点になると思うんですが、ただ、今期の議論においては、多くの人たちが自分の言葉遣いを考えていくときにこういうことを考えた方がいいのではないかという指針ができないかといった御意見が割と多く出ました。つまり、どうやって分かりやすく伝えていくかということ、そのためのガイドラインのようなものがないかといった御意見。それから、「(2) 緊急時における言葉遣い」にありますように、先ほど見ていただきました緊急時における言葉遣いについても何らかの形で整理できないか。さらに「(3) 情報機器と言葉遣い」ということで、今パソコンや携帯電話などの情報機器が非常に使われているわけですが、こういったメールの言葉遣いや文章形式について考えられないか。言葉遣いについては、以上でございます。

9ページ、「4 コミュニケーションの在り方について」ということで、「(1) 情報化・国際化との関係」を見ていただきますと、情報化・国際化との関係ということで、今申し上げましたようにパソコンや携帯電話などの情報機器を利用して情報交換を行うということですから、どうしても機器を通してとなりますと、当然人と向かい合わない、非対面コミュニケーションの機会が増えてくる。そういう中で、対面コミュニケーションを苦手とする人たちが増えてきているのではないかという御指摘がありまして、情報機器を使用していくことと、一方で対面コミュニケーションがどういう影響を受けているのか、その辺りについて少しきちっと調べて、そういう中でコミュニケーション能力をどう考えていくのか。それから、国際化ということ言えば、外国人とのコミュニケーションを取る機会も増えてくるわけですね。それについてはどういった考え方で臨むのかといったことを考えていく必要があるだろうということですが。

次の「(2) 今後、求められる二つのコミュニケーション能力」では、今後、どういうコミュニケーション能力が求められるのかということ、そこにありますように二つ挙げております。一つは、対面コミュニケーション場面で、相手との人間関係を作り上げながらコミュニケーションを取れる能力。これは、別の言い方をすれば人間関係形成能力とも言えるコミュニケーション能力ということで、相手との人間関係をうまく構築しながらコミュニケーションを取っていく能力のことです。この能力を付けるのは非常に難しいと思うんですが、そこに資する考え方が整理できないかということですが。もう一つは、自分

の考え方や意見を整理し、根拠や理由を明確にして説得力を持って論理的に伝え合うことのできるコミュニケーション能力。どちらかと言うと、今の社会ではこの、自分の考え方や意見を整理し、根拠や理由を明確にして説得力を持って論理的に伝え合うことのできるコミュニケーション能力にスポットライトが当たっているわけです。問題点整理小委員会の中では、むしろ人間関係形成能力的なコミュニケーション能力の在り方をもう少し重視して捉えていく必要があるのではないかという御意見の方が強かったと思います。

次に、10ページでございます。「5 その他」ということで、日本語の国際的な普及、現在国内においても英語を社内の公用語にしようという会社が出てきていますけれども、逆に、じゃあ日本語を海外にもっと普及することについてはどう考えるのか。日本に理解を持ってもらう観点から、日本語を海外に積極的に普及することを考えてもいいのではないかという御意見が出されました。この後、日本語教育小委員会の報告がございますが、今後、そこで行われる日本語教育政策に関する検討とも十分連携を取っていくことが重要であろうということが書いてございます。

それから、「(2) 表記にかかわること」については、「①外来語や外国語の地名・人名の語形の安定」。これは現行の「外来語の表記」が、例えば「ハンカチ」と「ハンケチ」、野球の「グローブ」と「グラブ」といった二つの語形があるものについてどちらかに統一しようというものではないんですね。グローブと言う場合には長音記号を使って「グローブ」と書く。グラブと言う場合には「グラブ」と書くという決まりですので、語形にゆれが出てきている。つまりグローブでもグラブでもどちらでもいいわけですね。そういったところを安定化するために、語形を統一することが考えられないかという御指摘です。

「②句読法について」。これは句読点をどうするかということで、これも国語施策としてはまだ句読法について示したものがございません。現在はそこにありますように、昭和21年3月に当時の国語調査室が作成した「くぎり符号の使ひ方〔句読法〕案」があって、これが各方面で参考とされております。ただ昭和21年のものですので、やはり見直すべき点が多々あるということで、こういったものについてどう考えるのか。

最後の11ページ、「(3) 文化庁「国語に関する世論調査」等」のところですね。「国語に関する世論調査」を毎年やっておりますけれども、これの発表の仕方について、更に工夫の仕方があるのではないか。それから、最近、介護福祉士の国家試験などで話題になっておりますが、看護や介護の分野の文章に非常に難解な表現や語彙が残っている。これが、外国人が日本に長期もしくは永住していくときに問題になるので、こういった点についても検討できないかという御意見が出されているということでございます。

まだ、先ほど申し上げましたように、出された意見をまとめて整理した段階ですので、中身については次期に、もう少しどういった観点から検討していくのかを更に詰めていく必要があるという段階のものでございます。

以上でございます。

○林分科会長

ただ今の御説明について、何か御質問、あるいは御意見等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

今年度は、「敬語の指針」、それから新しい常用漢字表である「改定常用漢字表」と大きな二つの答申が相次いで出された後で、新しい現在の日本語の状況に応じて、これからの国語施策をどういうふうにしていくか、その方向性と前提になる考え方を1年掛かって御審議いただいたということでございます。これまでも、審議の経過を御報告申し上げておりますので、既に内容についてはほぼ御承知いただいていると思いますが、何か御意見がありましたら伺います。(→ 挙手なし。)

それでは、特段、御意見もないように判断いたしますので、この報告についてはこれを

このままお認めいただきたいと思えます。よろしいでしょうか。(→ 国語分科会了承。)

では、問題点整理小委員会につきましては、ただ今の報告内容をもって2月27日の文化審議会総会に報告することにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、次に、日本語教育小委員会のまとめについて、同小委員会の主査である西原副会長から御説明をお願いいたします。まず、配布資料3-1「文化審議会国語分科会日本語教育小委員会(第11期)の審議経過について」と、配布資料3-2「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 教材例集(案)」についての御説明を頂戴したいと思います。

○西原副会長

配布資料3-3「生活者としての外国人」に対する日本語教育における日本語能力評価について(案)」の説明はよろしいですか。

○林分科会長

それは、後でお願いします。

○西原副会長

分かりました。では、配布資料3-1, 3-2について御説明申し上げます。配布資料3-1は1枚紙で、これまでの審議経過が箇条書きになっております。先ほど問題点整理小委員会からも言及されておりましたけれども、現在日本には200万人超の外国人の方が暮らしているということで、その方々の滞在の目的、国の出身も非常に多様になっておりますし、滞在が長期にわたるあるいは繰り返して同じ人が何度も来日するというので、定住化が進んでいると言われております。それに従ってどんな日本語が必要で、どういうコミュニケーションが必要だという、日本語習得に関する日本語教育のニーズについても非常に多様になっているわけです。そういうことがございますので、日本語教育小委員会では、日本各地に暮らす外国人の生活という部分を取り上げて「生活者としての外国人」に対する日本語教育の在り方について検討してまいりました。

そこにありますように、平成20年1月28日にはこのような、今後検討すべき日本語教育の課題ということで、三つ取り上げています。そして、平成21年1月27日には、この分科会、「国語分科会日本語教育小委員会における審議について—日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討—」ということで、I及びII、先ほど近藤文化庁長官も五つのテーマとおっしゃいましたが、「I 地域における日本語教育の体制整備について」で3点、「II 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等について」で2点ということでまとめをしております。それにつきまして、平成22年5月19日に、各地で日本語教育の実践を行う際の基となります、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」を取りまとめております。そして、平成23年1月25日には、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案活用のためのガイドブック」を、このカリキュラム案に従って、それをどのように地域で活用してほしいかということで取りまとめております。

そういうふうにして、検討及び作成に取り組んでまいりましたけれども、本日はカリキュラム案の内容を具体的に示した教材例集、先ほどもすごく多いとおっしゃっていただきましたけれども、それと、外国人の日本語学習動機の維持ですとか、継続的な学習支援の実施に資する能力評価について御報告することです。

まず教材例集について御説明申し上げます。これは大部でございますが、配布資料3-2, 全269ページになっております。表紙を見ていただくと、そこに断り書きがついてい

るのですけれども、※1は空欄があるということで、内容そのものは、小委員会において確定していただいているのですけれども、イラスト又は写真の使用に関する著作権の許諾がまだ作業進行中でございますので、それが空欄になっております。また、※2、点線で囲まれた写真は、著作権所有者に許可申請中という扱いになっております。そのことについては後ほどまた申し上げます。

配布資料3-2の扱いになるのですけれども、先ほども、今期最後の会議はこれらの報告書について御確認というか、許可していただく会議であることは承知しておりますけれども、まだそういうわけで残っている作業があることとなります。これは、空欄があり、点線で囲まれて申請中であることの段階のまま、恐れ入りますけれども、国語分科会としては御了承いただきたい。その許諾が出た、あるいはイラストが完成して完成版になったところでは、その認定というか、ゴーサインを林分科会長に御一任いただくということで御了承いただければと存じます。

この「生活者としての外国人」に対する日本語教育は、日本語を使って生活上の行為ができるようになる、地域社会に参加できるようになることが目的でございます。これを理解していただくことが大切ということで、この教材例集を作成することにいたしました。これは「例集」という文言にもありますように、例でありまして、実際には各地域に在住する外国人の実情に合わせて工夫して活用していただくことを想定しております。また、これは紙媒体で今お示ししておりますけれども、文化庁ホームページにおいて電子データとしても提供する予定になっておりまして、そのこともありますので、各地域で取捨選択をしていただくと同時に、変更を加えて、各地の事情に合った形で活用していただく例になっております。

まず、配布資料3-2の最初のページをめくっていただいたところに目次があります。この教材例集では、標準的なカリキュラム案から内容が偏らないように、生活上の行為を取り上げております。2ページから4ページでは、これがどういうものであるのかということで、作成の趣旨、経緯等について説明しまして、めくっていただきますと3ページでは、例えばこの教材の位置付けをガイドブックからの、これはコピーなんですけれども、コピーに書き加える形でこういうものだとして説明しております。

6ページを開けてくださいますと、そこで各教材例がどのような構成になっているか、6ページの左側半分の弓形の部分でございますけれども、これも教材例を利用するためのガイドブックで使った枠をそのまま転用しまして、その部分がここに転用されて実用化されるのだということを示しております。

それから、その次の例、7ページになるのですけれども、そこからは、先ほど申しました生活上の行為のうち、この教材例集で取り上げた部分、例えば医療機関で治療を受けることについて、この部分ではイメージをつかむ、体験・行動する、言葉・表現を知ることということで、いろいろなイラストや写真があり、活動が提示されている。例えば、問診票を見るとき、何科に行くかを決めるとか、病院で医者とやり取りをする、それから、どんなときにどんな病院に行くのかということで医療機関マップを作ってみることを活動と呼んでおります。そういうことを指導側と、外国人、学習者側が、何が必要なのだろうということ、取りあえず必要、その次に必要という段階も含めて検討しながら、活動ベースの日本語教育をやっていただくことになっております。そして、取り上げる生活上の行為の事例は、ナンバリングが付いているのですけれども、これは、全体的なリストの中から、こういう部分ですよということを示すために付けております。そして、左側に指導ノートというのが書いてあって、17ページから21ページですけれども、先ほどから申しましたように、これは活動タスクというのですけれども、活動すること、そして、体験することによって生活上の行為ができるようになる。知識としての言葉を学ぶということではございませんで、生活することができるようになるためのコミュニケーションツールを獲得する

ということでございます。そのような体験を重視した教育実践が、実は日本語教育の中でも定着しているとは言い難いところがございますので、このことをしていただくために、指導ノートを付けております。

ちなみに17ページから21ページを見ていただくと、そこには指導者向けに指導ノートが付いておりまして、こういうふうな狙いで、こういうことを確認しながら、素材はこういうふうに使ってやってください、そして活動の展開はこういうふうにしてイメージをつかみ、こういうふうにして体験・行動を教室で実践し、ということになっているのが、これは最初のところ、医療機関を利用するというところで例示しているのですけれども、そのような展開になっているということでございます。

それらのことを、これは269ページになって、だんだん見ると、これを全部やるのかということ余り学習動機にならないかという心配もするのですけれども、こういう事例、教材例は、今全部で20の行為について例示した形になっております。ちょっと飛ばして後ろに行くのですが、254ページを開けていただきますと、生活上の行為についていろいろなものを取ってきているのですけれども、それを活用した資料とか、ホームページとか書いてあるわけでございます。

それと、254ページから先は今20の行為しか例示していないわけですが、地域によって、又は学習者によっていろいろなことを当面の課題とする、あるいは次なる課題とすることになるでしょうから、詳しく、例えば、医療機関で治療を受けるところにも、薬局を利用する、薬を利用する、健康に気を付ける、衛生管理をすることも含めて、こういう一覧がありますということを示しております。ですから、この教材例集にないことでも、このような教材例の作成を参考にして、それぞれの地域、あるいはそれぞれの学習者が利用できる形で展開していってくださいということを示している構成になっています。

駆け足でしたけれども、教材例集については以上でございます。

○林分科会長

ただ今の御説明について何か御質問、あるいは御意見がございますでしょうか。

○内田委員

非常に大部なものを作り上げられて素晴らしいと思ったんですが、特に今、御説明いただいた指導ノートの点に大変関心を持ちました。

項目を拝見いたしますと、「教室活動の目標」、「教室活動のねらい」、「活動前に確認しておくこと」、「準備する素材」とございます。これはもちろん非常に重要な情報なんです。もう一つ指導ノートの大事な役割として、効果測定を兼ねるという、例えば「教室活動のねらい」が達成されなかったときに、どう改善したらうまく達成できたという情報を書き込むことも組み入れることはないのでしょうか。

○西原副会長

実は、それが配布資料3-3で、能力評価のことを書いております。その一部としまして、一応学習が進行中という段階を幾つか設定して、ロールプレイという手段によって、どの程度できたかを指導支援側と学習する人がやってみてくださいという提案をしております。

その中でそれが何回か繰り返されるということで、例えば、もちろん十分できた、全く問題ないということから、今一という段階、その今一にも、例えば読めたけれども書けないという技能の差もありますでしょうし、一人ではできなかったけれども、指導者、あるいは誰か第三者の助けがあればできたとか、いろんなでき方があると思うんです。それらを学習の記録として記録していただいて、二重丸、丸、三角とか付くわけござい

ますけれども、「できた」になるための工夫を、それを目安に、またやってみてくださいということはこのセットで使っていただく方策になっております。

○内田委員

分かりました。それでしたら。やっぱり効果測定をし、授業の工夫を、例えばフィードバックして、そして教員同士がブラッシュアップしていく指導方法、そのようなルートも設けられるのは非常に大事なことかと思えます。

○西原副会長

それが配布資料の3-3に当たると思えます。ホームページ上では、カリキュラム案が出ていて、そのリストに基づいてガイドブックができていったわけですが、それに教材例集が加わり、能力評価の指針が加わっていくということで、また後で申しますが、ポートフォリオの作成ということで、それぞれの段階において学習者自身、あるいはそれを評価する人たちが共同で記録を付けていく、その記録がいろんな形で蓄積されて、教室を移動するときですとか、第三者的にこの人はどのくらいできるんだろうという目安を付けるときにも使われ、そして、今度は指導力そのものを、又は指導の場面そのものを改善していくために益するという使い方をしていただければと思っております。

○林分科会長

日本語教育小委員会の御報告につきましては、この教材例集のボリュームが大きかったものですから、二つに分けて、御報告いただいております。後半が、今、西原副会長がおっしゃいましたように、日本語の能力評価についてになっております。そのところでまた御説明が伺えると思えますので、何か問題がありましたらお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。(→ 挙手なし。)

それでは、ここまでの御報告につきましては、御了承いただいたことにさせていただきます。その次に進ませていただきます。

ただ今、申し上げましたように、次は配布資料3-3でございます。「生活者としての外国人」に対する日本語教育における日本語能力評価について(案)」、続けて御説明をお願いいたします。

○西原副会長

分かりました。先ほど申しましたように、イラストが出来上がり、写真等の使用許諾が得られた場合には、林分科会長にゴーサインを出していただくことを、御一任いただけるということでよろしゅうございますか。

○林分科会長

はい。

○西原副会長

ありがとうございました。

○林分科会長

それで御異論はございませんね。(→ 挙手なし。)

それじゃ、そういうふうさせていただきます。

○西原副会長

それでは、配布資料3-3に基づきまして、能力評価について御説明申し上げます。

「生活者としての外国人」に対する日本語教育がテーマでございますけれども、配布資料3-3ではその日本語教育における日本語能力評価についてという報告書を提案しております。前回、第47回国語分科会におきまして、これも今取りまとめ申し上げております。それが配布資料3-3のような形でまとまって御覧いただけることになりました。

この日本語教育小委員会では、先ほどから申し上げておりますカリキュラム案により、標準的な内容を示してまいりましたけれども、外国人の方々は職が変われば移動する、又は学習しなければならないと感じることが変わっていく、ステージが変わっていくことがあります。にもかかわらず、日本語を使ったコミュニケーションにだんだんなじんでいていただくとか、そういう段階でもなるべく長く日本語の向上に努めていっていただきたいということがありますので、日本語学習の履歴ですとか、能力の開発、向上を把握する手段があった方がいいのではないかとということで、能力評価についてまとめております。

これはテストであるよりは、むしろ日本語学習の動機を維持する、ここまでできたからもうちょっとやってみようと思っただけのことですとか、引っ越した先でもこのことをやっていきたいと考える、継続的な学習支援を目標にして考えたわけでございます。

目次を御覧いただきますと、1ページから8ページが、「はじめに」というところ、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲになっておりまして、いわゆる審議経過報告になっております。その下に「日本語能力評価の方法と資料」とありますけれども、9ページ以降が能力評価に関する具体的な成果物になっております。

まず、Ⅰとなっているページからは審議経過でございます。先ほど申し上げましたように、外国人の方が移動する、あるいは学習のニーズが変わることを経験しながら、継続的に日本語学習をしていただき、それを支援していくことのために、学習履歴や能力を把握することは指導者側にとっても必要だということでございました。それから、それを持ち歩くと言うか、自分のために使って継続的に学習機会を得ていくことのために、ここでは括弧付きですが、「日本語学習ポートフォリオ」を開発しようということで検討を行っております。

1ページ目の最後の段落、「以上のような」というところから始まる段落なんですけれども、そこにありますように、「日本語学習ポートフォリオ」とは、日本語学習の履歴・能力の把握と継続的な支援及び日本語教育プログラムの改善に資するために学習成果を蓄積するファイル」ということで提案しております。「ポートフォリオ (=portfolio)」と申しますのは、いろいろな分野でいろいろな使われ方をしているようで、メンバーの中の経済界のことを御存じの方にも、これは資産形成にも使われるとか、芸術分野では作品のリストとして使われるとか、いろいろな説明があるんですけれども、「ポートフォリオ」と申しますのは、そういう意味で、ここでは「日本語学習ポートフォリオ」ということで、内容を限定して説明しております。

先回の国語分科会でも申し上げたことなんですけれども、3ページ目にありますように、能力評価をその目的、それから評価者は誰か、評価の観点は何か、評価の枠は何か、評価の手続は何かということで検討を行いましたので、それに関する説明が(1)から(5)まで続いております。これは学習者自身が自分の学習状況を把握して、日本語学習を続けていくための評価はとても大切だということ、それから、学習者がそれと同時に指導者との話し合い、又は指導者との接触の中で、指導者がその学習者をより適切に指導するための評価も大切であるという観点、論点、それから、生活場面と密着したコミュニケーション活動を可能にする能力だということで、ポートフォリオというものを提案することになっております。

そういう検討結果を踏まえまして、能力評価につきましては、学習者が自分の日本語学習状況を把握して日本語学習を継続させていくための評価です。具体的な成果物としまし

ては、生活上の行為がどの程度できるようになったかを示す基準と、それらの結果を記録して蓄積する様式ということで、「日本語学習ポートフォリオ」の開発を行いました。

6ページ以降にその構成等が説明してあります。その説明は、実は「日本語学習ポートフォリオ」自身を、「日本語能力評価の方法と資料」と書いてある9ページ以降を見ていただくと大体分かるのですが、まず10ページに日本語学習ポートフォリオの資料、成果物として、全体構成がⅠ、Ⅱ、Ⅲとしてイラストで示されております。ここに網掛けというか、影のような顔になっているスマイルマークと白い顔のスマイルマークが描いてありますけれども、これは、下に※が付いておりますように、白い方は学習者が携帯して原則自分で記入する部分、それから、影の付いたスマイルマークの方が指導者向けの説明及びその形式になっております。ですから、Ⅰにある「1. 日本語学習ポートフォリオについて」というところは、影の付いたスマイルマークですので、指導者の方に向けて書かれております。「Ⅱ. 日本語学習ポートフォリオを活用するための資料」は、そこに吹き出しが付いておりますように、学習者と指導者の共同作業になるということでございます。それからポートフォリオは、51ページから80ページにありますように、学習者自身が記録を管理し、いろんなメディアがありますけれども、実際にファイルにするかどうかは別にしまして、そのようなことを自分で管理して、自分のポートフォリオとすることになっております。

ポートフォリオに関する説明は、そういうわけで、12ページから始まっておりまして、今イラストによって御説明申しましたように、最初の部分は指導者、教室を企画したり、実際に指導に当たる方々に読んでいただく。そして14ページからが能力評価に関する説明になります。学習サイクルを確立していってください、振り返りによってそのこととなりますというふうに、先ほど内田委員からの御説明がありましたようなことを、そこに基本的な考え方とともに展開しております。

17ページでは、全体構造を示すとともに、特にイラストにおきましては、「日本語学習ポートフォリオ」と学習者、そして今度は指導者だけではなく周囲の協力者、地域住民の方々もいらっしゃるわけですが、そういう関係がどうなっていて、それぞれを誰がどう使うかが表になっております。繰り返して申し上げることになるのですが、「日本語学習ポートフォリオ」は学習者が自らの学習や生活、仕事の履歴を記録する意味でのファイルとしてのポートフォリオになっているわけです。生活上の行為達成に関する記録と、学習の記録と、社会生活の記録から構成されておまして、どこからどこへ引っ越したということも含めて、社会生活の記録になるわけです。どこでどんなことを学習したということは学習の記録になります。

それがポートフォリオ自体になりますけれども、22ページから始まる資料では、先ほど、これは更なる学習の動機付けにもするというところですが、繰り返しのようになりますが、最初の頃の報告書で提案しておりましたカリキュラム案に基づく生活上の行為の一覧を、指導者と学習者が例えば22ページ、23ページのような一覧によって、今は生活上の行為としてこのことを学習すべき、したい、又はこのことを継続していきたいという相談に使うということでございます。これはその後、24ページからもっと詳しい例がずっと続いていきます。

そして、実際のポートフォリオ自身は、先ほどロールプレイタスクと申しましたけれども、54ページから55ページにかけて、ロールプレイのタスクの記録が続いていきますし、その後、学習の記録ということで、どこで何を学習したかが、65ページから始まることになっております。生活の記録は、78ページから始まるところで、記録されることになっております。

学習者と指導支援者が話し合っ、次なる学習すべき項目を選んでいくことにも使ってくださいということなのですが、学習者には、リストのこんな難しい漢字をまだ見ること

ができない方も多々いらっしゃることから、以前にカリキュラム案を提案しますときに、生活上の事例の一覧を多言語で翻訳したものをリスト化しておりました。資料の81ページ以降には、中国語、英語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語に翻訳された行為のリストが付いておまして、学習者によっては、こちらを見ながら次なる学習項目を指導者とともに見ていく目安になっているわけでございます。

こうすることで、ポートフォリオを利用してもらって、そのことによって自分の日本語学習について振り返る、それから各地域におきましては、この日本語学習ポートフォリオを活用することで、移動してきた、あるいは移動していく学習者、学習ニーズが変わった場面についても適宜対応していただくことを提案しております。

以上で能力評価の報告といたします。

○林分科会長

ただ今の御説明について何か御質問、御意見などはございますでしょうか。内田委員、よろしゅうございますか。

○内田委員

はい、ありがとうございます。

○春原委員

質問ではなく意見なんですけれども、今、西原副会長が御説明なさったことは、恐らく国内に限らない国際スタンダードだと思うんです。ポートフォリオもそうだし、キャンドゥーステートメント(=Can Do Statement)もそうだし、活動による評価もそうだし…。であれば、これは現在は国内の地域間移動、国内の研修・学習のニーズが変化するという建前で作っていますが、実はここに作られたカリキュラム案も、活動リソースも指導書も、評価も、実は海外でも使えるんですね。という意味では、今、お隣に西澤委員がいらっしゃいますけれども、海外は国際交流基金、国内は文化庁とやっていますが、実はここにすごく豊富なリソースがあって、これは今、国際交流基金がやっている教材サイトも含めて、多分世界の学習者のために開かれてあっていいのではないかという気がします。

今、移動したり学習ニーズが変わったりするのも別に国境に限らない形でみんな変化していると、留学生の調査なんかしても感じます。そういう意味では、CEFR(=Common European Framework of Reference for Languages)はEUの中の国際間移動を考えていますが、これは恐らくグローバルな日本語に関わる人たちの移動に寄り添ってあるデータベースなんじゃないかという気がします。

そこまですがまず前提で、むしろこれは文化庁にお願いなんですけど、これがホームページ上に公開されたときに、国内ユーザーのみならず海外でも使えることを考えてほしいというのが一つ。それから、恐らく世界各国の人たち、例えば、日本から帰った外国人看護師の人が海外の工業団地の日系企業のクリニックで働くことがもう始まっています、そういうところで働いていて、ここにあるさっきの医療の部分は、恐らく相当使えると思うんですね。そういう使った履歴というんでしょうか、使ってみて日本にはないけれども、マラリアというのは向こうにあって、こういうものの治療をこのアクティビティーをしてみても使った、そういう履歴がアップされて、全世界から「いいね」というのが出ていく、そういうインタラクティブに豊かになっていく形のホームページの作り方が将来的にはできればいいと思います。

そうすると、今は国内で優位な5言語で作られていますけど、自分のところではベトナム語が必要だとか、インドネシア語が必要だということで、むしろ海外から付け加えていく形でこの教材群が有効に、豊かに使われることを祈っています。

○西原副会長

ありがとうございます。これはどなたがお答えくださる…，じゃあ大木文化部長から。

○大木文化部長

役所同士で話をいたしますと，国内がどっちの分担で，海外がどっちの分担だという，必ずそういう話になるわけでございますけれども，分科会で，こうした顔ぶれでお集まりいただいてやっていただくことは，もっとずっと自由な世界だと思われれます。先ほど御提案を頂きましたので，少しホームページの載せ方を工夫いたしてみたいと思います。これは使ってくれと言っても，使ってくれと言うのかどうかも分かりませんが，むしろ自然に，質がいいものなので使ってくれるという状況が一番望ましいんだろうと思います。その普及の度合いは少し我々の宣伝の工夫にもよるところがあるかと思いますが，相手方があることでございますのでよく分かりませんが，その結果いろんなアクションも，分科会にも御報告をいたしたいと思います。戦線を拡大していきまして，どういう状態になるのかというところもあるかと思いますが，また少しどういうことになるのかも御報告を差し上げながら，地に足のついたところが，どの程度までかということも，国語課の体制も限界がございますので，その辺りも含めて御報告を差し上げながら，少しずつ進めさせていただきたいと思います。

○西原副会長

ありがとうございます。

○林分科会長

ありがとうございます。春原委員，よろしいですか。

○春原委員

はい。

○西原副会長

国語課長も何か。

○早川国語課長

今もうお答えいただきましたので。

○西原副会長

後で予算の御説明があると思うんです。実は，日本語教育小委員会の先回の報告にも，ポータルサイトのことを少し申し上げていると思うんですけれども，そのポータルサイトの使われ方というようなことが，今おっしゃっていただいたことの，一つのメディアとしての手段になっていくのでしょうか。それは事務局でお答えいただけるのでしょうか。

○早川国語課長

この後，御説明をさせていただきます。

○林分科会長

ほかに御質問，御意見，ございましたらお願いいたします。

これは，現在のこういう状況の中では大事な役割を果たすべき重要な核でございます。

ただ今の御意見にありましたように、これをブラッシュアップされる、あるいはこれ自体が成長発展して、世界で広く使われるようになる方向を目指していくという点では御異論はなかろうと思います。大木文化部長がおっしゃってくださいましたように、具体的かつ可能になったところから順次いろいろ教えていただいて、ここでできることはまた御一緒に考えていくという方向に進めばよろしいのかなと考えております。

○西原副会長

「ポートフォリオ」という用語について、これを報告書に使うべきかどうかという議論を日本語教育小委員会の中でもかなりいたしました。

委員のお一人の、日本の小中学校の教員養成にかかわっていらっしゃる方から平成24年度から教員養成の中でも、入学した者が必ずポートフォリオと名付けるものを4年間付けていかないと教員免許につながらない制度が始まるということもあった一方で、問題点整理小委員会が、分かりやすい日本語をと言っているときに「ポートフォリオ」なんていう訳の分からない言葉を報告書の中に入れていいのかという御忠告もあり、えいやというので踏み切りましたが、それに対しても、お認めいただいたということでよろしゅうございますでしょうか。

○阿辻委員

その「ポートフォリオ」というのは、日本語のほかの言葉では言い換えは不可能なんですか。

○西原副会長

元国立国語研究所長の杉戸委員が、言い換え候補になっていたという御報告をしてくださったんですが…。

○杉戸委員

かつての国立国語研究所が外来語の中で分かりにくいものについて、言い換えを含めたいろんな表現上の工夫をしようという提案を重ねたことがありまして、「ポートフォリオ」という用語も検討の対象語に入っていました。

その中では、「ポートフォリオ」が日本語に入った後も、入る前もですけれども、元々いろいろな分野で使われていて、先ほど西原副会長が二つの意味で、経済の領域と芸術・文化の分野での例を出されました。その二つについては、国語研究所での言い換え提案の言い換え語として提案しています。今ちょっと一つの方をど忘れしていますが、芸術分野では「作品集」はどうだろうかと言っています。ただこれは、繰り返しますが、いろんな分野で使われている言葉で、もう既にあるわけです。

今回この日本語教育のこういう資料ファイルを、ポートフォリオ以外の日本語、漢語、和語を含めてないだろうかと検討しましたけれども、やはりないという結論で、それで、私の立場からは、国語研究所の分かりやすくする提案の中の方策として幾つかある工夫、単純な言い換えを提案するのが一つですが、それ以外、もしその外来語を使う場合には、きちんとした説明を付けて分かりやすく文章として提案するという工夫があるということも言っておりまして、その方法を探ろうとしました。

それが、今日の配布資料3-3で言えば1ページの一番下の数行です。下から4行目、「…「日本語学習ポートフォリオ」の開発に向けて検討を行ってきた。「日本語学習ポートフォリオ」とは、…」と書いてあるわけですが、これをもって分かってくださいということです。

そして、「ここに提案するものである。」と言う。ここに力を込めたいという議論もし

ました。つまり「日本語学習ポートフォリオ」という用語、その中身、使い方も引くくめて、新しい道具立てとして提案したいという意気も込めて、この言葉を使っています。ですから、阿辻委員のお尋ねに端的に答えると、言い換えるべき別の漢語なり、和語なりはないと判断したというところからこの提案が始まっています。

○阿辻委員

「外来語委員会」提案の言い換えは、私もメンバーに入れていただいておりましたが、恐らく私が参加した時にはこの言葉は扱っていなかったと思います。

今日、この資料を配布されて「ポートフォリオ」とは何だろうと思って繰っていると、1ページの、今、御説明いただいた部分を読んでいますと、これが定義に当たる部分かなとは思っていたのですが、これで分かるでしょうかというのが正直な疑問です。私は概念として把握できますが、一体具体的には何のことなのか、これは全体がポートフォリオであると言われたら、つかみどころがないものかなという気が、正直なところいたします。

○内田委員

この定義ですと、「提案する」というところに力点がございますので、やはり言い換えを簡単に、例えば「日本語学習ポートフォリオ」とは、学習・生活履歴、あるいは生活の記録であり」とやって、それ以下の説明が入ってくる。そして、中身としては16ページのポートフォリオの構成という形で、「1. 生活上の行為達成の記録」「2. 学習の記録」「3. 社会生活の記録」という、四角で囲んである上に、「日本語学習ポートフォリオ」の構成というような見出しを付けておくと多少分かるかなと思いました。

○林分科会長

「ポートフォリオ」をもし書き換えるとなると、この報告書案のかなりの部分に影響が出てくると思います。

今おっしゃるように、提案という形で、既に日本語教育小委員会で幾度も審議を経た上でこういうふうにとまとまっておりますので、これからの日本語教育小委員会の審議に今のような含みを持って、もし検討すべき事項がありましたら検討していただくことにいたしまして、この内容に関わる「ポートフォリオ」という用語の問題については、取りあえず今期のまとめの報告としてはこのままにさせていただく必要があると思いますが、いかがでしょうか。(→ 挙手なし。)

特に御異論がなければ、今のような御意見があったということ、これからの御検討において必要に応じて考えていただくということで、これについては、この案をお認めいただければ有り難いと思います。

○阿辻委員

もう一つほかに。

○林分科会長

どうぞ。

○阿辻委員

これは元々何語なんですか。英語ですか。

○西原副会長

いいえ。もちろん英語にもなっていると思いますが…。

○阿辻委員

オリジナルの言語はどここの国の…。

○西原副会長

ラテン語系です。

○阿辻委員

ラテン語系ですか。

○西原副会長

ポータブル (portable) のポー (por) と、フォリオ (folio) はファイル (file)。

○阿辻委員

ポータブルファイルということですか。

○西原副会長

そういうことでございます。国際交流基金が日本語を海外を主としてターゲットに出しているスタンダードの中でも、成果物の記録及び能力評価の記録は「ポートフォリオ」という用語で、片仮名語で提案しております。

○阿辻委員

それは様々な領域で、もう既に定着しているタームだと理解してよろしいですか。

○西原副会長

少なくとも、ヨーロッパ二十何か国の中で使われているポートフォリオは、そのポートフォリオですし、それに呼応してできた日本語スタンダードもポートフォリオという用語でございます。今度教員養成でもポートフォリオという用語を使うそうで、その場合は、ポートフォリオと達成の記録という、二つのうちの一つとしてポートフォリオを使うそうでございます。

○阿辻委員

分かりました。

○林分科会長

ほかに何かございますでしょうか。(→ 挙手なし。)

これからもまた役に立つ御意見をいろいろ頂きましてありがとうございました。日本語能力評価につきまして、配布資料3-3についても、御了解いただいたものと判断させていただきます。したがって、先ほど御説明いただきました配布資料3-2につきましてもこの内容をそのまま文化審議会総会に御報告させていただきたいと思っております。御了承をお願いいたします。(→ 国語分科会了承。)

それでは、ほかの案件といたしまして、先ほど西原副会長もちょっと触れられましたけれども、平成24年度の予算案について事務局から御説明させていただきたいと思っております。

○早川国語課長

それでは、平成24年度の予算案を含め、全部で、3点御説明させていただきたいと思

ます。

1点目は、文化庁における国語・日本語教育関係の平成24年度の予算案についてでございます。恐れ入りますが、参考資料の1を御覧いただきたいと思っております。昨年10月に開催されました前回の国語分科会におきまして、事務局から平成24年度の概算要求の概要につきまして御説明させていただいております。本日は、その後の財政当局等との調整を経まして昨年閣議決定されました予算の内容につきまして簡単に御説明させていただきます。

まず国語関係でございます。1ページ、「国語施策の充実」と題する資料が国語関係の予算の全体像でございます。右上のグレーのところでございますとおり、国語関係予算、前年度と比べまして、約2,000万円増の4,500万円を計上いたしております。この増加分の要因は、その下の青いところです。具体的な事業というところ、左から3番目でございますけれども、「危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業」でございます。前年度よりも2,500万円増の2,800万円を計上しておるところでございます。

次に、2ページを御覧ください。今申し上げました「危機的な状況にある方言・言語の活性化・調査研究事業」でございます。事業の趣旨等につきましては、前回、既に御説明いたしておりますので割愛させていただきますが、真ん中の青い網掛けの中に年次計画が書いてございます。平成24年度につきましては特に東日本大震災によりまして消滅の危機が危惧される方言の実態に関する本格調査と、ユネスコが指摘した言語・方言等の保存・継承に関する調査等を実施するというところで考えております。

続いて、日本語教育関係でございます。3ページを御覧いただきたいと思っております。そこに「外国人に対する日本語教育の推進」と題するペーパーを載せております。これが日本語教育関係の予算案の全体像でございます。これも右上にございますとおり、前年度と比べ若干減となっておりますけれども、ほぼ同額の2億4,300万円を計上いたしております。

このうち最も大きな額を計上しておりますのが、具体的な事業の一番左でございます。「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」でございます。約2億円を計上しております。この事業につきましては、スタートからちょうど5年が経過することを踏まえまして、24年度は3点にわたり事業の見直しを行っております。恐れ入りますが、4ページを御覧いただきたいと思っております。この事業のポンチ絵でございます。見直しの1点目は、より工夫された地域の取組を重点的に後押ししようということでございます。今年度までは日本語教室の設置運営と指導者の養成、ボランティアに対する実践的研修という三つのメニューを個々の事業単位でそれぞれ支援いたしておりました。これを24年度は、これまでこの国語分科会で取りまとめたいただきました標準的なカリキュラム案を活用した日本語教室の設置、人材の育成、教材の開発、これらをセットでパッケージとして支援することといたしております。

2点目は図の右側でございます。新たに地域ぐるみの日本語教育の総合的な推進を図る仕掛け作りでございます。そこに取組例とございますけれども、例えば、外国人の方々も参加される子育てに関する講座といった機会を捉えまして、子育てについて学びながら、併せて日本語も学習する取組、あるいは自治体の関連部局と関係機関・団体や企業などが連携協力して協議会を設置して、地域一丸となって日本語教育を推進していく体制作りの取組を後押ししていこう、あわせて、こうした総合的な推進体制の構築に関しまして調査・研究を実施するものでございます。

それから、3点目の見直しのポイントでございますが、中核的な指導者の研修の充実でございます。特に今申し上げたような地域ぐるみで日本語教育を展開していくためには、単に日本語の授業の企画・立案と実施だけではなくて、人と人、あるいは人と情報など、地域資源をつなぐコーディネーターの役割が大変重要となってまいります。そこで、右下のところ、地域日本語教育コーディネーター研修の充実を図るということで、従来、東京1か所のみで開催でございましたけれども、地方でも開催できるよう、東西2か所で開催

することにいたしております。

このほか、5ページ、先ほど西原副会長から言及していただきました「日本語教育コンテンツ共有化システムについて」という資料を付けております。この事業は様々な機関等が保有する教材や論文、あるいは団体や人材の情報など、日本語教育に関する各種コンテンツを横断的に利用できるシステムの整備を行うものでございまして、前年度と比べ500万円増の900万円を計上いたしております。先ほど、海外に向けての情報発信、情報共有という話も頂きました。この中で何ができるのか、どういう工夫ができるのかも、併せて検討させていただきながら、運用に努めてまいりたいと考えております。

それから最後に6ページでございます。「日本語教育の総合的推進」と題するペーパーを付けております。これまでも日本語教育を推進する上で関係機関や団体、あるいは関係府省など、こうした連携の必要性が指摘されておりますが、この資料の一番下に書いてございます日本語教育推進会議の開催、これが2点目のお話でございます。

恐れ入りますが、参考資料の2を御覧いただきたいと思っております。先週月曜日、1月23日でございますけれども、裏面に掲載いたしましたメンバーの方々から成ります日本語教育推進会議の第1回目のキックオフ会議を開催いたしております。会議の趣旨につきましては、その資料の「1. 趣旨」のところにあるとおりでございます。当日は関係府省からの24年度の予算案に関する説明、それと二つの団体から取組の現状や課題について発表していただいております。

現時点で考えております今後のスケジュールは、その資料の「5.」に書いてございます。次回の第2回会議でも引き続き関係団体の皆様から発表していただきまして、1回目と2回目の会議で出されました課題等を整理していきたいと考えております。その上で、まだ構想段階ではございますけれども、国語分科会の日本語教育小委員会の下に、例えば新たにワーキンググループを置きまして、そこでの検討に活用させていただき、あわせて関係府省におけます今後の取組を進める上で活用いたしまして、必要に応じて、日本語教育推進会議の場で対応状況等を報告してもらうことを考えております。

この推進会議の3回目以降につきましては、必要に応じて、概算要求後などの節目節目で開催いたしまして、関係者で必要な情報を共有するなどしてまいりたいと考えております。推進会議のメンバーにも、一覧表にございますとおり、③の就労等のための日本語教育のところ、あるいは④の海外における日本語教育のところ、先ほど国際交流基金の話も出ましたけれども、様々な団体の方々に入らせていただいております。この場も活用させていただきながら、併せて先ほどの情報共有や情報発信につきましてもどういったことが工夫できるかを研究・検討してまいりたいと考えております。

以上が日本語教育推進会議の関係のお話でございます。

最後に3点目でございます。国語研究等小委員会の審議状況でございます。資料は特に用意しておりません。国語研究等小委員会につきましては、昨年9月から旧国立国語研究所が大学共同利用機関へ移行した後も、従来行っていた調査・研究等の業務が適切に実施されているか、あるいは政策上活用されているかなどにつきまして検討を行っていただいております。このことにつきましても昨年10月の前回の国語分科会におきまして、事務局から御説明させていただいております。

恐れ入りますが、本日の配布資料1の「文化審議会国語分科会（第47回）議事録（案）」でございますけれども、17ページを御覧いただきたいと思っております。この「議事録（案）」の17ページの真ん中に、林分科会長の御発言を掲載させていただいております。その上から5行目のところ、少し読み上げさせていただきますと、小委員会、これは、国語研究等小委員会のことでございますけれども、「小委員会のまとめにつきましては」、少し飛びまして、「11月28日の問題点整理小委員会、それから11月29日の日本語教育小委員会の両小委員会で御了承いただくという手段を講じまして、そこで御了承いただければ、それを

もって、国語分科会の了承という取扱いにさせていただきたい」と御提案を頂きまして、この国語分科会で御了承いただいたところでございます。

ところで御承知のとおり、この国語研究等小委員会の検討につきましては、国語研究所が所属いたします大学共同利用機関のことを審議いたします科学技術・学術審議会の学術分科会に置かれました作業部会と共同歩調で検証・検討を進めてきております。その後、改めて先方と調整をいたしました結果、今回の取りまとめにつきましては双方の分科会の連名のクレジットではなくて、先方の作業部会とこちらの小委員会の連名のクレジットで行おうということになりました。今申し上げた点につきましては、昨年11月に開催されました問題点整理小委員会と日本語教育小委員会で取りまとめ案を提示させていただいて、既に委員の皆様には御報告させていただいております。

現在この取りまとめ案につきましては、中身的にはもう昨年11月に委員の皆様にお示したものと変わっておりませんので、国語研究等小委員会の座長一任となったまま、今最終の調整の段階に来ているということございまして、作業部会と足並みをそろえながら、先方の作業部会と国語研究等小委員会の連名のクレジットで、近く公表させていただくことになろうかと考えております。

話が長くなりましたが、内容的にはもう既に委員の皆様には御説明させていただいておりますので、変わっておりませんので、今日あえて配布資料などは御用意いたしておりますが、念のため状況報告ということで、説明させていただきました。

なお、最終的な公表の際には、委員の皆様方にその内容についてお送りしたいと考えておりますので、その点、御承知おきいただければ幸いです。

○林分科会長

ただ今の事務局の御説明、御報告について何か御質問、御意見ございますでしょうか。(→ 挙手なし。)

それでは、本日予定いたしました審議事項はこれですべて終了いたしました。委員の方から何か御発言があれば伺いますが、よろしゅうございますか。(→ 挙手なし。)

本日の協議につきましてはここまでとさせていただきたいと思っております。これで第48回の文化審議会国語分科会を終了させていただきたいと思っております。本日は、どうもお忙しいところ、ありがとうございました。